

日本標準職業分類 「管理的職業従事者」

| 大分類 | 分類番号 | 項目名 | 説明 | 内容例示 | 他の項目に含まれるものの例示 |
|-----|------|----------|--|--|----------------------------|
| B | | 管理的職業従事者 | 事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行関係の樹立・作業の監督・統制など、専ら経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。 ただし、経営又は管理に従事するものであっても次の仕事に従事するものはそれぞれ該当する項目に分類される。 (1) 経営管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は、大分類[C事務従事者]以外のそれぞれ該当する項目に分類される。 (2) 校長・病院長・診療所長・歯科医院長・歯科診療所長・研究所長・裁判所長・検事総長・検事長・検事正・公正取引委員会審査長・特許庁審判長・海難審判庁審判長は大分類[A専門的・技術的職業従事者]に分類される。 (3) 自衛官・警察官・海上保安官・消防員は大分類[F保安職業従事者]に分類される。 | | |
| B | 21 | 管理的公務員 | 国又は地方公共団体における課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するもの及び議会議員として立法関係の仕事に従事するものをいう。 ただし、公団・公庫・営団などの、特殊法人において管理的業務に従事するものは中分類[22及び23]に分類される。 | | |
| B | 211 | 議会議員 | 国会又は地方議会の議員として、国民又は地域住民を代表して、法律案・条例案・予算案等について審議・採決等を行う仕事に従事するものをいう。 | 衆議院議長・参議院議長・衆議院議員・参議院議員・都道府県議会議員・都道府県議会議員・市区町村議会議員・市区町村議会議員 | |
| B | 212 | 管理的国家公務員 | 国の課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。 | 内閣総理大臣・國務大臣・会計検査官・人事官・内閣法制局長官・内閣官房副長官・内閣参事官・政務次官・事務次官・官房長・官房審議官・各省庁の局・部・課・所長・地方支分部局の局・部・課・所長・郵便局の局長・副局長・部長・課長・営林署長・印刷局長・部長・課長・国営の工場長・国家公安委員会委員・公正取引委員会委員・宮内庁長官・侍従長・女官長・東宮大夫・東宮侍従長・東宮女官長・式部長官・大使・公使・衆・参議院事務総長・最高裁判所の事務総長・事務次長及び局・課・所長・下級裁判所の局・課長・刑務所長 | 衆議院常任委員会専門員[209] |
| B | 213 | 管理的地方公務員 | 地方公共団体の課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。 | 知事・副知事・出納長・副出納長・支庁長・教育長・市長・町長・村長・市町村助役・収入役・副収入役・自治体区長・公民館長(自治体のもの)・教育委員・都道府県公安委員会委員・各地方公共団体の局・部・課・署・庁・室・場長・選挙管理委員・監査委員・駅長・区長(公営鉄道) | 助役(駅)[301] |
| B | 22 | 会社・団体等役員 | 会社・公益法人・組合・特殊法人などの法人・団体の業務の方針決定・執行・監督の仕事に従事するものをいう。 | | |
| B | 221 | 会社役員 | 株式会社・有限会社・合資会社・合名会社の業務運営に関する重要事項の決定・業務の執行・監査の仕事に従事するものをいう。保険業法によって設立された相互会社の役員も含まれる。 ただし、特殊会社の役員は小分類[222]に分類される。 | 会社会長・会社社長・会社副社長・会社専務取締役・会社常務取締役・会社相談役・会社監査役・会社監事・会社取締役・会社重役・合名会社代表社員(業務執行委員)・相互会社社長・会社工場長(取締役)・会社副工場長(取締役)・会社部長(取締役)・合資会社無限責任代表社員・会社顧問・銀行頭取・銀行重役・銀行顧問・会社支店長(取締役) | 特殊会社役員(会長・社長・副社長・取締役)[222] |
| B | 222 | 特殊法人役員 | 公団・事業団・公庫・金庫・営団・特殊会社などの特殊法人の業務運営に関する重要事項の決定・業務の執行・監査の仕事に従事するものをいう。 ただし、民間法人化された特殊法人の役員は小分類[229]に分類される。 | 公団役員(総裁・理事長・副総裁・副理事長・理事・監事)・事業団役員(総裁・理事長・副総裁・副理事長・理事・監事)・公庫役員(総裁・理事長・副総裁・副理事長・理事・監事)・特殊会社役員(会長・社長・副社長・取締役) | |

| | | | | | |
|---|-----|------------------|--|---|--|
| B | 229 | その他の法人・団体役員 | 公益法人・組合など他に分類されない法人・団体の業務の方針決定・執行・監督の仕事に従事するものをいう。 | 医療法人役員;宗教法人役員;学校法人役員;社会福祉法人役員;消費生活協同組合役員;消費生活協同組合連合会役員;農業協同組合役員;都道府県農業協同組合連合会役員;全国農業協同組合中央会役員;漁業協同組合役員;漁業生産組合役員;漁業協同組合連合会役員;水産加工業協同組合役員;水産加工業協同組合連合会役員;経済団体連合会役員;輸出水産業組合役員;森林組合役員;森林組合連合会役員;商工組合役員;商工組合連合会役員;企業組合役員;事業協同組合役員;火災共済協同組合役員;信用協同組合役員;協同組合連合会役員;都道府県中小企業団体中央会役員;全国中小企業団体中央会役員;住宅組合役員;貸家組合役員;貸家組合連合会役員;内航海運組合役員;内航海運組合連合会役員;地区塩業組合役員;郵便貯金振興会役員;塩業組合連合会役員;塩業組合中央会役員;地区たばこ耕作組合役員;たばこ耕作組合連合会役員;たばこ耕作組合中央会役員;輸出組合役員;納税貯蓄組合役員;国民貯蓄組合役員;酒類業組合役員;信用金庫役員;信用金庫連合会役員;労働金庫役員;労働金庫連合会役員;土地区画整理組合役員;水害予防組合役員;健康保険組合役員;国民健康保険組合役員;農業共済組合役員;農業共済組合連合会役員;公務員共済組合役員;労働組合役員;政党本部役員;環境衛生同業組合役員;公立学校共済組合役員;地方住宅供給公社役員;地方道路公社役員;土地開発公社役員;法人でない団体役員 | |
| B | 23 | 会社・団体等管理職員 | 会社・公益法人・組合・特殊法人などの法人・団体における課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。 ただし、会社・団体等の役員は中分類[22]に分類される。 | | |
| B | 231 | 会社管理職員 | 会社において、課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。 ただし、特殊会社の管理職員は小分類[232]に分類される。 | 会社部長・部次長・課長;営業所長;支社長;支店長;工場長;駅長・区長(民営鉄道) | |
| B | 232 | 特殊法人管理職員 | 特殊法人において、課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。 ただし、民間法人化された特殊法人においてこれらの仕事に従事するものは小分類[239]に分類される。 | 公団部長・課長;事業団部長・課長;公庫部長・課長;金庫部長・課長;特殊会社部長・課長;駅長・区長(JR・営団) | |
| B | 239 | その他の法人・団体管理職員 | 会社、特殊法人(民間法人化された特殊法人を除く)以外の法人・団体において、課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。 | 組合部長・課長;私立学校事務長・部長・課長 | |
| B | 24 | その他の管理的職業従事者 | 中分類[21~23]に含まれない管理的な仕事に従事するものをいう。 | | |
| B | 249 | 他に分類されない管理的職業従事者 | 個人が営む事業の経営・管理の仕事に専ら従事するものをいう。 ただし、経営・管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は、大分類[C事務従事者]以外のそれぞれ該当する項目に分類される。 | | |

「専門的・技術的職業従事者」

| 大分類 | 分類番号 | 項目名 | 説明 | 内容例示 | 他の項目に含まれるものの例示 |
|-----|------|--------------|---|---|---|
| A | | 専門的・技術的職業従事者 | <p>高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。</p> <p>この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。</p> | | |
| A | 01 | 科学研究者 | <p>研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、自然科学、人文・社会科学の分野の基礎的又は応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、専門的・科学的な仕事に従事するものをいう。</p> <p>この仕事を遂行するには、通例、大学(短期大学を除く)の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。</p> <p>ただし、大学附置研究所などの研究者のうち、講座を有するものは中分類[15]に分類される。</p> | | |
| A | 011 | 自然科学系研究者 | <p>研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、理学・工学・農学・医学・薬学などの自然科学に関する専門的・科学的な知識と技術をもって、科学技術に関しての新知識を得るために又は製品及び生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために、これらについての固有の研究テーマをもって、専ら試験・研究の仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、研究所・試験所・研究室などの研究施設において、専ら試験・研究に関連する技能的な仕事に従事するものは大分類[生産工程・労務作業]の該当する項目に分類される。</p> | <p>地球物理学研究員;物理学研究員;化学研究員;食品化学研究員;低温科学研究員;数学研究員;統計数理研究員;金属材料研究員;機械工学研究員;電気工学研究員;通信工学研究員;電子工学研究員;繊維工学研究員;土木工学研究員;建築工学研究員;情報工学研究員;農学研究員;畜産研究員;動物学研究員;林学研究員;植物学研究員;水産学研究員;バイオテクノロジー研究員;医学研究員;獣医学研究員;血液研究員;薬学研究員;製糸研究員;地質研究員;地震研究員;天文研究員;気象研究員</p> | <p>技術者[02~07の該当する項目];大学教授[156];大学附置研究所教授[156];検査工[51~79の該当する項目];製図工[726];写図工[726]</p> |
| A | 012 | 人文・社会科学系研究者 | <p>研究施設などにおいて、哲学・史学・文学・美術・心理学・教育学・社会学・法律学・政治学・経済学・商学・経営学などの人文・社会科学に関する固有の研究テーマをもって、専ら調査・研究などの専門的・科学的な仕事に従事するものをいう。</p> | <p>哲学研究員;宗教研究員;史学研究員;史料研究員;歴史研究員;文学研究員;国語研究員;言語研究員;美術研究員;絵画研究員;心理学研究員;教育研究員;社会学研究員;法学研究員;経済学研究員;農業経済研究員;人口学研究員;商学研究員;経営学研究員</p> | <p>大学附置研究所教授[156];大学教授[156]</p> |
| A | 02 | 農林水産業・食品技術者 | <p>科学的・専門的知識と手段を生産に応用し、農林水産業及び食品製造における企画・管理・監督・研究開発などの科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。</p> <p>この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。</p> <p>ただし、試験場・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類[01]に分類される。</p> | | |
| A | 021 | 農業技術者 | <p>作物(稲・麦・雑穀・豆類・いも類・野菜・園芸作物・工芸作物・植木)の栽培・土壌・肥料・病虫害に関する技術の改良普及、農作物の生産流通に関する指導・調整、種苗の配布や農産物・種苗の検査に関する企画・指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、飼料作物の栽培に関する技術的な仕事に従事するものは小分類[022]に分類される。</p> | <p>農業技術者;農業技術士;農業改良普及員(地域);農業改良普及員(作物);農業専門技術員;しいたけ栽培技術者;たばこ栽培技術者;植木栽培技術者;営農指導員(作物);たばこ耕作指導員;農産物検査員</p> | <p>営農指導員(畜産)[022];畜産技術者[022];森林種苗技術員[023];農業土木技術者[052];森林土木技術者[052];農業検査員[209];肥料検査員[209];生活改良普及員[209];生活専門技術員[209]</p> |
| A | 022 | 畜産技術者 | <p>家畜・家きん・毛皮獣・みつばちなどの増殖・飼養・改良普及、飼料作物の栽培などに関する企画・技術指導・管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。</p> | <p>営農指導員(畜産);畜産技術者;農業改良普及員(畜産);乳質検査員(牧場);ふ化技術者;種付技術者;家畜人工授精師;畜産コンサルタント;養鶏技術者;雌雄鑑別師(初生ひな)</p> | <p>営農指導員(作物)[021];獣医師[083]</p> |
| A | 023 | 林業技術者 | <p>造林用種苗の育成、林木の育成・管理・保護、植林・保育及び林産物の生産・利用に関する企画・技術指導・管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。</p> | <p>森林種苗技術員;林業専門技術員;林業改良指導員;林業技術士;林産物検査員;林業技士;樹木医;森林インストラクター;営林(支)局・署技術者</p> | <p>森林土木技術者[052];治山・治水技術者[052];森林測量技術者[053];木材加工技術者[049]</p> |

| 大分類 | 分類番号 | 項目名 | 説明 | 内容例示 | 他の項目に含まれるものの例示 |
|-----|------|-----------------|---|---|--|
| A | 024 | 水産技術者 | 水産動植物の採捕・養殖に関する企画・技術指導・管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。 | 水産技術士;水産技術者;水産業専門技術員;水産業改良普及員;水産資源保護指導員;魚介類養殖技術者;真珠養殖技術者;のり(海苔)養殖技術者 | 水産食品製造技術者[025] |
| A | 025 | 食品技術者 | 各種飲料食品の製造に関する企画・技術指導・検査・作業管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、食品衛生・監視の仕事に従事するものは小分類[119]に分類される。 | 食品製造技術者;製粉技術者;製菓技術者;製糖技術者;酪農製品技術者;水産食品製造技術者;醸造試験技術者;醸造技術者;マーガリン製造技術者;しょう油・味そ製造技術者;食品缶詰製造技術者;製茶技術者;清涼飲料製造技術者;食品化学技術者;製氷技術者;食品冷凍技術者 | と畜検査員[083];食品衛生監視員[119] |
| A | 029 | その他の農林水産業・食品技術者 | 小分類[021～025]に含まれない農林水産業・食品に関する技術的な仕事に従事するものをいう。 | 農業改良普及員(養蚕);蚕業技術員;繭検定技術員;養蚕産地育成推進員 | 製糸技術者[049];生糸検査員[209] |
| A | 03 | 機械・電気技術者 | 機械、電気及び同製品の製造などに関する企画・管理・監督・研究開発などの科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類[01]に分類される。 | | |
| A | 031 | 機械技術者 | 各種機械器具(電気機器・電気通信機器・航空機・船舶を除く)・機械設備などに関する企画・設計・据付・製造・改造・修理・作業管理・検査・調査などの技術的な仕事に従事するものをいう。船用機関の製造・改造・維持・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものも含まれる。 ただし、や(冶)金・航空機・造船・電気技術者は含まれない。 | 機械設計技術者;工具設計技術者;自動車設計技術者;工作機械設計検査技術者;内燃機関設計技術者;建設機械設計技術者;水道用機械設計技術者;ボイラー設計技術者;蒸気原動機設計技術者;荷役機械設計技術者;機械金型設計技師;水力タービン設計技術者;プラント設計技師;機械配置技術者;衡器製作技術者;紡機製造検査技術者;造機工務技術者;工作機械組立技術員;機械工作技術者;機械技術指導員;車両検査技術者;自動車修理技術指導員;建設機械製造技術者;空調和機械製造技術者;荷役機械製造技術者;配管技術者;水力タービン製造技術者;缶詰機械製造技術者;金属機械技術員;航空計器技術者;製材機械技術者;精密機械技術者;染色機械技術者;光学機械技術者;航空機機関技術者;製薬機械技術者;機械技術士;機械工業技術者;内燃力発電機械技術者;ボイラー・タービン主任技術者;船用機関技術者 | 航空機技術者[032];造船技術者[033];電気機械技術者[034];や(冶)金技術者[041];機械デザイナー[184] |
| A | 032 | 航空機技術者 | 航空機の機体・プロペラの設計・製作・修理について、技術的統制・指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、航空機の原動機・航空計器の製造・修理に関する技術的な仕事に従事するものは小分類[031]に分類される。 | 航空機技術者;航空機技術士;航空発動機製造技術者;グライダー設計技術者;航空機組立技術者;航空機用プロペラ製作技術者 | 航空機機関技術者[031];航空計器技術者[031];航空整備士[593] |
| A | 033 | 造船技術者 | 船舶の設計・検査・建造・改造・ぎ装・修理に関する技術的統制・指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、船用機関計測器類の製造・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものは小分類[031]に分類される。 | 船舶技術士;船舶設計技術者;船体設計士;造船技術者;ボート製造技術者;木造船製造技術者;船用電気技術者;船用電気設計技術者;船舶ぎ装技術者 | 船用機関技術者[031];船大工[665];大工[771] |

| 大分類 | 分類番号 | 項目名 | 説明 | 内容例示 | 他の項目に含まれるものの例示 |
|-----|------|---------------------|--|---|--|
| A | 034 | 電気技術者 | <p>強電機器・電気機器・電子管・電子応用装置などの各種電気機械器具(通信機器を除く)の設計・検査・維持管理・製作・保守・修理の技術的統制・指導・作業管理、発送電・電気照明などの電気施設の計画・設計・施設工事の監督・維持管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、電気化学製品の製造に関する技術的な仕事に従事するものは含まれない。</p> | <p>電気設計技術員;真空管技術員;電子管製造技術者;電気機械設計技術者;電気機械技術者;電気技術士;電気技術者;電気冷凍機技術者;半導体製品製造技術者;電力技術員;エックス線装置製造技術者(医療用);車両電気技術員;精密測定器技術者(電気式);兼積回路製品技術者;電気試験技術者;レーダー製造技術者;テレビジョン製造技術者;ラジオ製造技術者;電気主任技術者;変電技術者;電子計算機製造技術者;LSI開発技術者;情報機器開発技術者;電気音響装置製造技術師;給電技術者;電気工事技術者;弱電工事技術者;高圧電気工事技術者;制御盤設計技術者;整流器設計技術者;配電盤設計技術者;発電機設計技術者</p> | <p>電話技術者[035];有線電気通信技術者[035];電気化学技術者(金属製造処理)[041];電気化学技術者(アルミナ製造)[042];無線通信員[501];無線技術士[501];有線テレビジョン技術員[502];電波監視官[509]</p> |
| A | 035 | 電気通信技術者 | <p>通信機器の設計・検査・維持管理・製作・保守・修理の技術的統制・指導・作業管理、有線電気通信・無線通信などの通信施設の計画・設計・施設工事の監督・維持管理・端末設備等の接続工事などの技術的な仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の業務に従事するものは中分類[50]に分類される。</p> | <p>電気通信技術者;電気通信主任技術者;電気通信施設技術者;有線電気通信技術者;無線電気通信技術者;電話技術者;電話修理技術者</p> | <p>無線通信員[501];無線技術士[501];有線テレビジョン技術員[502];電波監視官[509]</p> |
| A | 036 | 原子力技術者 | <p>原子炉等の原子核エネルギー発生装置、核燃料、ラジオ・アイソトープ、粒子加速器等の放射線発生装置、放射線計測装置等の設計・製作・利用、及びこれらに伴う放射線の防護に関する技術的な仕事に従事するものをいう。</p> | <p>原子炉運転技術者;放射線機器製造技術者;核燃料製造技術者;核燃料取扱技術者;核燃料取扱主任者;ラジオ・アイソトープ取扱技術者;原子力機器製造技術者;放射能分析技術者;原子炉主任技術者;エックス線技師(医療を除く);エックス線装置製造技術者(医療用を除く);放射線取扱主任者;放射性廃棄物取扱技術者;放射線利用機器取扱技術者</p> | <p>エックス線装置製造技術者(医療用)[034];診療放射線技師[101]</p> |
| A | 04 | 鉱工業技術者(機械・電気技術者を除く) | <p>科学的・専門的知識と手段を生産に応用し、鉱工業生産(機械・電気分野を除く)における企画・管理・監督・研究開発などの科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。</p> <p>この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験が必要とする。</p> <p>ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類[01]に分類される。</p> | | |
| A | 041 | 金属製錬技術者 | <p>金属の製錬・精錬・溶解・鑄造・熱処理・圧延・表面処理・合金の製造などに関する企画・管理・監督・指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、非金属の精製に関する技術的な仕事に従事するものは小分類[042]に分類される。</p> | <p>製鉄技術者;製鋼技術者;銅精錬技術者;アルミニウム精錬技師;や(冶)金技術者;鑄造技術者;鑄鍛造技術者;金属精錬技術者;電気製錬技術者;電解炉操炉技術者;金属製錬技術者(電気分解・電気炉などによるもの);電気化学技術者(金属製造処理);熱処理技術者(金属製錬);鑄造技術者;合金技術者;圧延技術者;金属試験技術者;金属技術士;金属材料試験技術者</p> | <p>非金属精製技術者[042]</p> |
| A | 042 | 化学技術者 | <p>化学肥料・無機工業製品・有機工業製品・油脂・油脂製品・塗料・天然樹脂製品・木材化学製品・医薬品・発火物・香料・化粧品・石油製品・ゴム・化学繊維・合成繊維などの製造に関する化学工程の企画・技術指導・作業管理・分析・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、や(冶)金・食品・染色整理・窯業技術者は含まれない。</p> | <p>工業化学技術者;化学技術士;電気化学技術者(アルミナ製造);化学薬品製造技術者;無機薬品製造技術者;アンモニア合成技術者;硫酸製造技術者;硝酸製造技術者;ソーダ工業技術者;メタノール製造技術者;りん酸製造化学技術者;活性炭製造技術者;カーバイド製造技術者;油脂化学技術者;塗料製造技術者;合成ゴム製造技術者;木材化学工業技術者;医薬品製造技術者;ワクチン製造技術者;薬品分析試験技術者;火薬製造技術者;火薬類取扱責任者;ガス主任技術者;石炭乾留製造技術者;石油精製技術者;化学繊維製造技術者;合成繊維製造技術者;プラスチック製造技術者;プラスチック製品製造技術者;高分子化学技術者;非金属精製技術者;毒物・劇物取扱責任者</p> | <p>マーガリン製造技術者[025];電気化学技術者(金属製造処理)[041];染色技術者[049]</p> |

| 大分類 | 分類番号 | 項目名 | 説明 | 内容例示 | 他の項目に含まれるものの例示 |
|-----|------|-------------|---|---|---|
| A | 043 | 窯業技術者 | 陶磁器・耐火物・ガラス・ほうろう・セメントなどの窯業製品・研磨材などの製造に関する企画・技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、陶磁器などのデザインの仕事に従事するものは小分類[184]に分類される。 | 陶磁器成形技術者;絶縁陶磁器製造技術者;耐火物製造技術者;石綿製品製造技術者;ガラス製造技術者;ガラス繊維製造技術者;ファインセラミックス製造技術者;セメント製造技術者;セメント分析技術者;炭素製品製造技術者;焼石こう製造技術者;れんが製造技術者;研削材製造技術者;研削と石製造技術者;製瓶技術者 | 陶磁器デザイナー[184] |
| A | 049 | その他の鉱工業技術者 | 小分類[031～043]に含まれない鉱工業に関する技術的な仕事に従事するものをいう。 | 鉱山技術者;鉱山技術士;鉱山調査技術者;採鉱技術者;電気探鉱技術者;物理探鉱技術者;試すい(鑛)技術者;磁力探鉱技術者;金属鉱山地質技術者;石油鉱山地質技術者;採炭技術者;採油技術者;鉱山保安技術管理者(副保安技術管理者を含む);精練・漂白技術者;染色技術者;紡績技術者;製糸技術者;製織技術者;染色加工技術者;ニット(メリヤス)製造技術者;フェルト製造技術者;石綿紡績技術者;高圧ガス製造保安技術管理者;木材加工技術者;被服製造技術者;たばこ製造技術者 | 化学繊維製造技術者[042];地質調査技術者[079];被服製造技術者[079];安全工業技術員[079];服飾デザイナー[184];発破員[759] |
| A | 05 | 建築・土木・測量技術者 | 科学的・専門的知識と手段を応用し、建築・土木・測量における計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類[01]に分類される。 | | |
| A | 051 | 建築技術者 | 住宅・その他の建築物の建設・改修・維持に関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、土地台帳・家屋台帳の登録について、土地・家屋に関する調査・測量・申告手続の仕事に従事するものは小分類[209]に分類される。 | 建築士;建築設計監督技術者;建築設備技術者;建築技師;建築技術者 | 土地家屋調査士[209];大工[771] |
| A | 052 | 土木技術者 | 道路(橋・トンネルを含む)・河川・港湾・海岸・鉄道・上下水道・空港・都市計画・水力開発・災害復旧などの土木施設の建設・改良・維持、及び宅地・農地・水路などの改良・造成に関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。 土木工事の計画・施工とともに、付随的に測量作業に従事するものも含まれる。 ただし、土地台帳・家屋台帳の登録について、土地・家屋に関する調査・測量・申告手続に関する業務に従事するものは小分類[209]に、土地・水路などの測量に関する計画・実施などの技術的な仕事に従事するものは小分類[053]に分類される。 | 土木技術者;建設技術士;道路技術者;橋りょう技術者;測量士[053];土地家屋調査士[209];ずい道技術者;河川土木技術者;港湾技術者;鉄道工事設計技師;水道建設技術者;水道技術士;上下水道設計工事監督者;空港建設技術者;庭園設計技術者;森林土木技術者;治山・治水技術者;農業土木技術者 | |
| A | 053 | 測量技術者 | 土地・水路などの測量に関する計画・機械の調節・作業の実施・指揮など、及び測量に関する成果・資料の取りまとめについての技術的な仕事に従事するものをいう。 | 測量士;測量士補;測量技術者;森林測量技術者;道路測量士;鉱山測量技術者;水路測量技術者;港湾測量技術者;方位測定技術員;航空写真測量技術者;地図測量士 | 土木技術者[052];測量作業員[779] |
| A | 06 | 情報処理技術者 | 電子計算機を用いて、情報の整理・加工・蓄積・検索等を行うことを目的とし、情報処理技術に関する専門知識・経験をもって、システムの分析・設計、プログラムの設計・作成についての技術的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類[01]に分類される。 | | |
| A | 061 | システム・エンジニア | 電子計算機による情報の整理・加工・蓄積・検索等に関する機械化された業務システムの分析・設計及びプログラムの設計についての技術的な仕事に従事するものをいう。 | システム・エンジニア;ソフトウェア・エンジニア;システム・アナリスト;システム・デザイナー;システム・プランナー | 電子計算機製造技術者[034];キーパンチャー[312];電子計算機オペレーター[313] |

| 大分類 | 分類番号 | 項目名 | 説明 | 内容例示 | 他の項目に含まれるものの例示 |
|-----|------|-----------------|---|--|---|
| A | 062 | プログラマー | システム設計書に基づいて、各種プログラム及びコンピュータ処理に必要な操作手引書等を作成するものをいう。 | プログラマー;ゲームプログラマー;CGプログラマー;情報システムプログラマー | システム・エンジニア[061];キーパンチャー[312];電子計算機オペレーター[313] |
| A | 07 | その他の技術者 | 中分類[02~06]に含まれない科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。 この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは中分類[01]に分類される。 | | |
| A | 079 | 他に分類されない技術者 | 地質調査技術者など、小分類[021~062]に含まれない技術的な仕事に従事するものをいう。 | 地質調査技術者;安全工業技術員;生産管理技能士;衛生工学技能士;作業環境測定士;し尿処理施設技術者;労働安全コンサルタント;印刷技術者;サーチャー | 気象研究員[011];金属鉱山地質技術者[049];製図工[726];写図工[726] |
| A | 08 | 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師 | 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師の免許を有し、医業・獣医業・薬業又はこれらに関連する医学・獣医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。 (1) 医学的知識に基づいて、予防衛生・保健衛生などに関する試験・研究の仕事に従事する医師、歯科医師は中分類[01]に分類される。 (2) 獣医学的知識に基づいて、家畜衛生・保健衛生などに関する試験・研究の仕事に従事する獣医師は中分類[01]に分類される。 (3) 薬学的知識に基づいて、医薬品・食品などに関する試験・研究の仕事に従事する薬剤師は中分類[01]に分類される。 (4) 医業・薬業又はこれらに関連する医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に従事する医師、歯科医師、薬剤師である自衛官は中分類[40]に分類される。 | | |
| A | 081 | 医師 | 医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、医学的矯正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検査などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。医師の免許を有する病院長・診療所長も含まれる。 ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。 (1) 医薬品を製造する事業所において、医師の免許を有し、医薬品の製造を管理するものは小分類[042]に分類される。 (2) 医学的な検定・検査・診療に伴う、病理細菌に関する技術的な仕事に従事するものは小分類[119]に分類される。 (3) 大学の教授・助教授又は講師であって、学生等に対する教授及び大学附属の病院などで診断・治療などの仕事に従事するものは小分類[156]に分類される。 | 医師;監察医;船医;放射線科医;検疫官(医師);保健所長;精神衛生鑑定医;法医学医;衛生管理者(医師);医長;大学附属病院長(医師);病院長(医師);療養所長(医師);診療所長(医師);校医;麻酔医;レントゲン医師;病理学医 | 医薬品製造技術者[042];診療放射線技師[101];医療監視員[119];食品衛生監視員[119];衛生管理者(医師・保健師・看護師でないもの)[119];薬事監視員[119];医科大学教授[156];医師(大学教授)[156] |
| A | 082 | 歯科医師 | 歯科医師の免許を有し、歯、その周囲組織及び口く(腔)に生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。歯科医師の免許を有する歯科病院長・歯科診療所長も含まれる。 ただし、大学の教授・助教授又は講師であって、学生等に対する教授及び大学附属の病院などで歯科に関する診断・治療などの仕事に従事するものは小分類[156]に分類される。 | 歯科医師;歯科診療所長(歯科医師);学校嘱託歯科医師;歯科医院長(歯科医師);歯科医長 | 歯科衛生士[104];歯科技工士[105];医療監視員[119];薬事監視員[119];歯科大学教授[156];医科大学教授[156] |
| A | 083 | 獣医師 | 獣医師の免許を有し、家畜・家さん・愛がん動物などの診療及び保健衛生指導、動物・畜産物の検査などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。獣医師の免許を有する家畜診療所長及び動物・畜産物の病源の有無について検査し、と殺処分・消毒などの取締りに従事するものも含まれる。 ただし、家畜の診療、動物・畜産物の検査などの専門的な仕事に付随する技術的補助の仕事に従事するものは含まれない。 | 獣医師;家畜診療所長(獣医師);犬猫病院長(獣医師);家畜防疫官(獣医師);と畜検査員 | 食品衛生監視員[119];環境衛生監視員[119];獣医科大学教授[156];装てい師[439] |
| A | 084 | 薬剤師 | 薬剤師の免許を有し、調剤、医薬品の供給などの、薬事に関する専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、各種薬品に関する薬学的な試験・研究の業務に従事するものは小分類[011]に分類される。 | 薬剤師;薬局店主(薬剤師);薬剤部長;薬局長;薬局員(薬剤師);薬局管理者;学校薬剤師 | 薬学研究員[011];医薬品製造技術者[042];衛生検査技師[102];環境衛生監視員[119];毒物・劇物監視員[119];食品衛生監視員[119];薬事監視員[119];医療監視員[119] |

| 大分類 | 分類番号 | 項目名 | 説明 | 内容例示 | 他の項目に含まれるものの例示 |
|-----|------|----------------------------|--|---|--|
| A | 09 | 保健師、助産師、看護師 | 保健師、助産師、看護師等の免許を有し、保健指導、助産、傷病者等に対する療養上の世話などの仕事に従事するものをいう。 ただし、看護業務に従事する自衛官は中分類[40]に分類される。 | | |
| A | 091 | 保健師 | 保健師の免許を有し、健康相談・健康教育・家庭訪問などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導・その他日常生活に必要な保健指導の仕事に従事するものをいう。 | 保健師(事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む);保健師長;保健所保健指導課長(保健師);保健指導員(保健師) | 衛生管理者(医師、保健師、看護師でないもの)[119];養護学校教諭[157] |
| A | 092 | 助産師 | 助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導の仕事に従事するものをいう。 | 助産師;助産所長(助産師);助産師長;妊婦指導員(産婦人科医院) | 看護助手・看護補助者[119] |
| A | 093 | 看護師 | 看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するもの、並びに准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。 | 看護師(事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む);准看護師;総看護師長;看護師長;派出看護師 | 看護助手・看護補助者[119];家政婦(夫)[341];ホームヘルパー[342] |
| A | 10 | 医療技術者 | 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、歯科技工士等の免許を有し、医師又は歯科医師の指示、指導等の下に、放射線の人体照射、微生物学的検査、理学療法、歯科技工業務など中分類[08及び09]に含まれない保健衛生に関連する技術的な仕事に従事するものをいう。 | | |
| A | 101 | 診療放射線技師 | 診療放射線技師の免許を有し、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体照射(撮影を含む)の仕事に従事するものをいう。 | 診療放射線技師;診療エックス線技師 | 放射線利用機器取扱技術者[036];エックス線装置製造技術者[034及び036] |
| A | 102 | 臨床検査技師、衛生検査技師 | 臨床検査技師又は衛生検査技師の免許を有し、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査などの仕事に従事するものをいう。 | 臨床検査技師長;臨床検査技師;衛生検査技師;衛生検査所臨床検査技師;衛生検査所衛生検査技師 | 動物学研究員[011];醸造試験技術者[025];薬品分析試験技術者[042] |
| A | 103 | 理学療法士、作業療法士、視能訓練士 | 理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の免許を有し、病院、診療所などにおいて、理学療法、作業療法又は視能訓練の仕事に従事するものをいう。社会福祉施設などにおいて従事するものも含まれる。 | 理学療法士;作業療法士;視能訓練士;リハビリ技術者 | 診療放射線技師[101];あん摩マッサージ指圧師[112];心理・職能判定員[121];福祉施設職業指導員[122] |
| A | 104 | 歯科衛生士 | 歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口(腔)の疾患の予防処置として歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助などの仕事に従事するものをいう。 | 歯科衛生士 | 歯科医師[082] |
| A | 105 | 歯科技工士 | 歯科技工士の免許を有し、病院、歯科診療所、歯科技工所などにおいて、歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工する仕事に従事するもの | 歯科技工士 | 歯科医師[082] |
| A | 11 | その他の保健医療従事者 | 栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師など中分類[08～10]に含まれない保健衛生に関連する仕事に従事するものをいう。 | | |
| A | 111 | 栄養士 | 栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、給食施設における献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・嗜好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。 | 栄養士;管理栄養士;栄養指導員;学校栄養職員;ダイエット・コーディネーター(栄養士) | 食品衛生監視員[119];調理師[361] |
| A | 112 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の免許を有し、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術の仕事に従事するものをいう。 | あん摩マッサージ指圧師;はり師;きゅう師;柔道整復師;はり指導員(失明者更生施設);整骨師;接骨師;指圧師;骨つぎ師 | |

| 大分類 | 分類番号 | 項目名 | 説明 | 内容例示 | 他の項目に含まれるものの例示 |
|-----|------|-----------------|--|--|---|
| A | 119 | 他に分類されない保健医療従事者 | 医療監視員、薬事監視員など小分類[081～112]に含まれない専門的・技術的な医療・保健衛生の仕事に従事するものをいう。 | 医療監視員;薬事監視員;環境衛生監視員;食品衛生監視員;食品衛生管理者;環境衛生指導員;衛生管理者(医師・保健師・看護師でないもの);建築物環境衛生管理技術者;家庭用品衛生監視員;毒物・劇物監視員;看護助手・看護補助者;臨床工学技士;義肢装具士 | あん摩マッサージ指圧師[112];家政婦(夫)[341];占い師[399] |
| A | 12 | 社会福祉専門職業従事者 | 福祉事務所、児童相談所、更生相談所、婦人相談所、社会福祉施設及び福祉団体等において、専門的調査・判定、相談、保護、教護、援護、育成、更生、介護等の仕事に従事するものをいう。 | | |
| A | 121 | 福祉相談指導専門員 | 福祉事務所、児童相談所、更生相談所、婦人相談所において、専門的調査・判定、相談、助言、指導の仕事に従事するものをいう。 | 査察指導員;心理・職能判定員;児童相談所長;福祉司;母子・婦人・家庭相談員;社会福祉主事;ケースワーカー;婦人相談指導員 | 身体障害者福祉施設長・職業指導員[122];老人福祉施設長・生活指導員[122];社会福祉協議会専門職員[129] |
| A | 122 | 福祉施設指導専門員 | 児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設等の福祉施設において、専門的な保護、教護、援護、育成、介護の指導の仕事に従事するものをいう。 | 老人福祉施設長・生活指導員;精神薄弱者福祉施設長・職業指導員;児童自立支援施設児童自立支援専門員・児童生活支援員(施設長を含む);身体障害者福祉施設長・職業指導員;児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員;福祉施設職業指導員 | 査察指導員[121];社会福祉主事[121];保育所保育士[123];身体障害者福祉施設寮母・寮父[124];社会福祉法人役員[229] |
| A | 123 | 保育士 | 児童福祉施設において、児童の保育・保護の仕事に従事するものをいう。 | 保育所保育士;肢体不自由児施設保育士;乳児院保育士;ろう(聾)・あ児施設保育士;重症心身障害児施設保育士;一時保護所保育士;知的障害児通園施設保育士;児童養護施設保育士 | 児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員[122];身体障害者福祉施設寮母・寮父[124];幼稚園教諭[151] |
| A | 124 | 福祉施設寮母・寮父 | 母子生活支援施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設等において、更生・介護の仕事に従事するものをいう。 | 母子生活支援施設寮母・寮父;知的障害者福祉ホーム管理人;身体障害者福祉施設寮母・寮父;老人福祉施設寮母・寮父;児童福祉施設寮母・寮父 | 老人福祉施設長・生活指導員[122];保育所保育士[123];寄宿舎管理人[382];寮管理人[382] |
| A | 129 | その他の社会福祉専門職業従事者 | 社会福祉協議会等の福祉団体において、専門的な相談、指導、助言など小分類[121～124]に含まれない専門的・技術的な社会福祉の仕事に従事するものをいう。 | 社会福祉協議会専門職員;その他の福祉団体専門職員;福祉作業所長;保護観察官 | 社会福祉主事[121];老人福祉施設長・生活指導員[122];身体障害者福祉施設長・職業指導員[122];社会福祉法人役員[229] |
| A | 13 | 法務従事者 | 裁判官、検察官、弁護士及びその他司法に関連する専門的な仕事に従事するものをいう。 | | |
| A | 131 | 裁判官、検察官、弁護士 | 法律上の争訟を裁判するもの(裁判官)、刑事についての公訴・裁判所に法の正當な適用の請求・裁判の執行の監督・裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは裁判所に通知を求め又は意見を述べ、公益の代表として他の法令がその権限に属させた事務を行う仕事に従事するもの(検察官)、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委託によって訴訟事件、非訟事件、訴願・審査の請求・異議の申立てなど行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行う仕事に従事するもの(弁護士)をいう。 ただし、工業所有権に関する審判を行うもの、海難事件の審判・審判の請求・海難の調査・裁決の執行を行うものは小分類[139]に、裁判官弾劾(効)の裁判を行うもの又は裁判官ひ(罷)免の訴追を行うものは小分類[211]に分類される。 | 最高裁判所長官;最高裁判所判事;高等裁判所長官;裁判所長官;判事;裁判所調査官(判事);判事補;簡易裁判所判事;検事総長;次長検事;検事長;検事正;次席検事;検事;副検事;弁護士 | 裁判所調査官(判事でないもの)[139];司法修習生[139];特許庁審判官[139];海難審判庁審判官[139];海難審判庁理事官[139];司法研修所教官[159];裁判所書記官研修所教官[159];家庭裁判所調査官研修所教官[159];法務省の課長[212];裁判所課長などの管理者[212] |
| A | 132 | 弁理士、司法書士 | 他人からの求めに応じて特許などの工業所有権に関する出願、登録等の代理等の仕事に従事するもの(弁理士)、他人からの求めに応じて、法務局、検察庁、裁判所等に提出する書類又は事実証明に関する書類を作成する仕事に従事するもの(司法書士)をいう。 | 弁理士;司法書士 | 行政書士[209] |

| 大分類 | 分類番号 | 項目名 | 説明 | 内容例示 | 他の項目に含まれるものの例示 |
|-----|------|---------------|---|--|--|
| A | 139 | その他の法務従事者 | 法律行為その他私権に関する事実についての公正証書の作成、私署証書を認証する仕事に従事するもの、海難事件の審判を行い、審判の請求・維持・執行などの仕事、その他司法又はこれに関連する専門的な仕事に従事するものをいう。 ただし、個人の生命・身体・財産の保護のために捜査・逮捕を行い、公安を維持する仕事に従事するものは小分類[411]に、検察行政事務・国の利害に関係ある争訟事務・民事事務・人権擁護事務などの法律行政事務を行う仕事に従事するものは小分類[131]に分類される。 | 公証人;裁判所調査官(判事でないもの);執行官;海難審判庁審判官;海難審判庁理事官;海難審判庁副理事官;海事補佐人;家庭裁判所調査官;司法修習生;家事調停委員;民事調停委員;裁判所書記官;司法委員;家庭裁判所参事員;公正取引委員会審査官;公正取引委員会審査長;特許庁審判官;海難審判庁審判長;特許庁審判長;調停員(民事) | 裁判所調査官(判事)[131];行政書士[209] |
| A | 14 | 経営専門職業従事者 | 高度な企業経営に関する専門的知識や実務経験に基づき、他人の求めに応じて、財務会計、人事労務に関するコンサルティング、財務監査、税務指導などの仕事に従事するものをいう。 | | |
| A | 141 | 公認会計士、税理士 | 他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調整、財務に関する調査・立案・相談、租税に関する申告・申請・再調査又は審査の請求・異議の申立て・過誤納税金の還付請求などについて税務官公署に提出する書類の作成、税務に関する相談などの仕事に従事するものをいう。 | 公認会計士;会計士補;税理士 | 弁理士[132];経理事務員[269] |
| A | 142 | 社会保険労務士 | 社会保険労務士として、中小企業の経営者や年金受給者等の依頼に応じて、労働保険・社会保険関係の申請書等の作成・提出の代行・申請手続の代理、人事労務に関する診断・相談・指導などの仕事に従事するものをいう。 | 社会保険労務士 | 経営コンサルタント(中小企業診断士)[149];人事係事務員[251] |
| A | 149 | その他の経営専門職業従事者 | 他人の求めに応じて、経営計画・財務計画・生産管理・資材購買管理・労務管理などに関する相談・指導などの仕事に従事するものをいう。 | 経営コンサルタント(中小企業診断士);経営指導員(商工会議所又は商工会に属するもの);品質システム審査員 | 公認会計士[141];税理士[141];不動産鑑定士[209] |
| A | 15 | 教員 | 学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・盲学校・ろう(聾)学校・養護学校をいう)・専修学校(学校教育に類する教育を行う施設をいう)・その他の教育施設において、幼児・児童・生徒・学生の教育・養護に従事するものをいう。教育に従事する学長・校長(園長を含む)、部局長(大学の学部長・大学に附置される研究所の長・大学の附属図書館の長・大学共同利用機関の長をいう)、少年院・少年鑑別所において収容少年の教育に従事するものも含まれる。 ただし、教育委員会の教育長等は次のとおり分類される。 (1) 教育委員会の教育長は中分類[21]に、専門職員(指導主事・社会教育主事)は中分類[20]に分類される。 (2) 学校の事務職員・技術職員・実習助手は、それぞれ該当する項目に分類される。 (3) 教育に従事しない学校の理事などは中分類[22]に分類される。 (4) 児童自立支援施設において、児童の教護・教科指導に従事するものは中分類[12]に分類される。 | | |
| A | 151 | 幼稚園教員 | 幼稚園において、幼児の保育・養護に従事するものをいう。 ただし、保育所などの児童福祉施設において、児童の保育・保護の仕事に従事するものは含まれない。 | 幼稚園園長;幼稚園教頭;幼稚園教諭;幼稚園助教諭;幼稚園養護教諭;幼稚園養護助教諭;幼稚園講師 | 保育所保育士[123];盲学校幼稚園・ろう(聾)学校幼稚園・養護学校幼稚園教諭[157] |
| A | 152 | 小学校教員 | 小学校において、児童の初等普通教育・養護に従事するものをいう。 ただし、盲学校・ろう(聾)学校・養護学校において、児童の初等普通教育に従事するものは小分類[157]に、少年院・少年鑑別所において、収容少年の矯正教育・教科の指導に従事するものは小分類[159]に分類される。 | 小学校校長;小学校教頭;小学校教諭;小学校養護教諭;小学校助教諭;小学校養護助教諭;小学校講師;小学校保健主事;学園小学部教諭 | 盲学校小学部・ろう(聾)学校小学部・養護学校小学部教諭[157];少年院教官[159] |
| A | 153 | 中学校教員 | 中学校において、生徒の中等普通教育・養護に従事するものをいう。 ただし、盲学校・ろう(聾)学校・養護学校において、生徒の中等普通教育に従事するものは小分類[157]に、児童自立支援施設において、児童の教護・教科の指導に従事するものは小分類[122]に分類される。 | 中学校校長;中学校教頭;中学校教諭;中学校助教諭;中学校養護教諭;中学校養護助教諭;中学校講師;中学校司書教諭 | 盲学校中学部・ろう(聾)学校中学部・養護学校中学部教諭[157] |
| A | 154 | 高等学校教員 | 高等学校において、生徒の高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。 ただし、盲学校・ろう(聾)学校・養護学校において、生徒の高等普通教育に従事するものは小分類[157]に、少年院において、収容少年の矯正教育・教科の指導に従事するものは小分類[159]に、高等学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、専ら技能的・技術的知識若しくは経験を必要とする実技の指導又は実習の補助的な仕事に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。 | 高等学校校長;高等学校教頭;高等学校教諭;高等学校助教諭;高等学校養護教諭;高等学校養護助教諭;高等学校講師;高等学校通信制課程教員;農業高校農場主任;高等学校農場長;大学附属高等学校教諭;音楽家(主に高等学校教諭のもの) | 盲学校高等部・ろう(聾)学校高等部・養護学校高等部教諭[157];実習助手(学校における農耕)[431] |

| 大分類 | 分類番号 | 項目名 | 説明 | 内容例示 | 他の項目に含まれるものの例示 |
|-----|------|--------------------|--|--|---|
| A | 155 | 高等専門学校教員 | 高等専門学校において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。高等専門学校において、学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導に従事するもの、及び高等専門学校所属の練習船において、教育及び船舶運航に従事するものも含まれる。ただし、高等専門学校において、学理的基礎知識によらず、実務の経験若しくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生の実験又は学習の指導の補助的な仕事に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。 | 高等専門学校校長；高等専門学校教諭；高等専門学校助教諭；高等専門学校講師；高等専門学校司書教諭；高等専門学校助手；高等専門学校業務主事 | 専門学校教員〔159〕；調理学校教員〔159〕；経理・簿記学校教員〔159〕 |
| A | 156 | 大学教員 | 大学(大学院、短期大学を含む)において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。教育に従事する学長・部局長、大学の学部(大学院の研究科・短期大学の学科)において学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導・研究に従事するもの、大学の研究所、教育又は研究施設などにおいて、学生・研究生に対する教育・研究に従事するもの、大学の学部所属の練習船において、教育・研究・船舶運航に従事するものも含まれる。ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。 (1) 大学において、学理的基礎知識によらず、実務の経験若しくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生に関する事務、学生の実験又は学習の指導・研究の補助的な仕事に従事するもの。 (2) 大学附属の病院・研究所などの附属施設において、専ら教育以外の仕事に従事するもの。 (3) 大学附属の諸学校において、生徒・児童・幼児の教育、教育実習学生の指導に従事するもの。 (4) 大学の医学部附属の看護師養成施設などにおいて、専ら看護などに関する理論又は実技の教授に従事するもの。 (5) 大学の学部・研究所などに附属する工場において、実験用又は試作機械器具の製作の仕事に従事するもの。 (6) 大学において、訓育上、直接学生を補導する仕事に従事するもの。 (7) 警察大学校・自治大学校・防衛大学校・航空大学校・海上保安大学校などにおいて、学生の教育に従事するもの。 | 大学学長；大学副学長；大学教授；大学助教授；大学講師；大学助手；学部長；大学院教授；大学附属研究所教授；短期大学教授；大学通信教育部教授；短期大学通信教育部教授；医師(大学教授)；歯科医師(大学教授)；医科大学教授；歯科大学教授；獣医科大学教授 | 警察大学校教員(警察官でないもの)〔159〕；防衛大学校教員(自衛官)〔401～403のいずれか〕；実習助手(学校の金属工作機械)〔551〕 |
| A | 157 | 盲学校・ろう(聾)学校・養護学校教員 | 盲学校・ろう(聾)学校・養護学校において、生徒・児童・幼児の高等学校・中学校・小学校・幼稚園に準ずる教育・養護に従事するものをいう。ただし、盲学校・ろう(聾)学校・養護学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、専ら寄宿舎における生徒・児童の生活及び学習の世話などの仕事に従事するものは小分類〔382〕に、小学校・中学校・高等学校の特殊学級において、児童・生徒の教育に従事するものは小分類〔152～154〕に分類される。 | 盲学校校長；盲学校教頭；盲学校教諭；盲学校助教諭；盲学校養護教諭；盲学校養護助教諭；盲学校講師；盲学校幼稚園教諭；盲学校小学部教諭；盲学校中学部教諭；盲学校高等部教諭；ろう(聾)学校校長；ろう(聾)学校教頭；ろう(聾)学校教諭；ろう(聾)学校助教諭；ろう(聾)学校養護教諭；ろう(聾)学校養護助教諭；ろう(聾)学校講師；ろう(聾)学校幼稚園教諭；ろう(聾)学校小学部教諭；ろう(聾)学校中学部教諭；ろう(聾)学校高等部教諭；養護学校校長；養護学校教頭；養護学校教諭；養護学校助教諭；養護学校養護教諭；養護学校養護助教諭；養護学校講師；養護学校幼稚園教諭；養護学校小学部教諭；養護学校中学部教諭；養護学校高等部教諭；舎監(盲・ろう(聾)・養護学校) | 寄宿舎寮母・寮父〔382〕；舎監(盲・ろう(聾)・養護学校以外のもの)〔382〕 |
| A | 159 | その他の教員 | 専修学校、各種学校又は学校以外のその他の教育施設において、学生・生徒に対する各種の教科や実技などの教育に従事するものをいう。事業体附属の教育施設において、職員に対する業務上必要な知識・技術・技能などの教育に専ら従事するもの、就業について一定の資格(免許)を必要とするものの養成施設において、就業に必要な知識・実技などの教育に従事するもの、少年院において、収容少年の教育に従事するもの、職業訓練施設において、職業に必要な技能の訓練・指導に従事するものも含まれる。ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。 (1) 各種学校以外の教授所において、教養・レクリエーションなどのための、茶道・華道・手芸・音楽・舞踊・囲碁などの指導に従事するもの。 (2) 個人教授所(塾)において、学習指導に従事するもの。 (3) 個人家庭において、学習指導に従事するもの。 (4) 保育所・児童自立支援施設などの児童福祉施設において、児童の保育・生活指導などに従事するもの。 | 洋裁学校講師；裁縫教師(教育施設)；速記者学校講師；看護師・助産師学校教員；歯科衛生士学校講師；タイピスト学校講師；テレビ技術学校講師；情報処理技術者養成学校講師；デザイナー学院講師；英会話学院講師；そろばん塾講師；専門学校教員；各種学校・専修学校講師；調理学校教員；理・美容学校教員；経理・簿記学校教員；教員養成所教員；保育専修学校教員；工芸技術講習所講師；職業訓練指導員(公共職業訓練施設)；職業訓練指導員(民間企業、団体)；司法研修所教官；裁判所書記官研修所教官；家庭裁判所調査官研修所教官；少年院教官；防衛大学校教員(自衛官でないもの)；自治大学校教員；海上保安大学校教員(海上保安官でないもの)；航空保安大学校教員；警察大学校教員(警察官でないもの)；警察学校教員(警察官でないもの)；水産大学校教員；職業能力開発大学校教員；予備校の教員；自動車教習所指導員 | 児童自立支援施設児童自立支援専門員・児童生活支援員(施設長を含む)〔122〕；保育所保育士〔123〕；囲碁指南〔202〕；生花師匠〔202〕；塾の先生(各種学校でないもの)〔202〕；家庭教師〔202〕 |

| 大分類 | 分類番号 | 項目名 | 説明 | 内容例示 | 他の項目に含まれるものの例示 |
|-----|------|---------------|---|--|---|
| A | 16 | 宗教家 | 神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教の、布教、伝道、法要、式典などの祭式の執行、その他の宗教活動に従事するものをいう。 | | |
| A | 161 | 宗教家 | 神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教の、布教、伝道、法要、式典などの祭式の執行、その他の宗教活動に従事するものをいう。 | 神職;宮司・権宮司;ねぎ・権ねぎ(禰宜);僧侶;住職・副住職;司教;司祭;神父;修道士;牧師;宣教師;教主;教会長;教導師;布教師;伝道師;教師;神主 | 宗教研究員[012];みこ(巫女)[399];祈とう師[399] |
| A | 17 | 文芸家、記者、編集者 | 詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作の仕事に従事するもの、文学・学術などに関する著作・翻訳の仕事に従事するもの、新聞・雑誌などの記事の取材の仕事に従事するもの及び新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理するなどの仕事に従事するものをいう。 | | |
| A | 171 | 文芸家、著述家 | 詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作の仕事に従事するもの及び文学・学術などに関する著作・翻訳の仕事に従事するものをいう。 | 小説家;シナリオ作家;ラジオドラマ作家;劇作家;脚本家;動画脚本家;作詩家;映画演劇評論家;文芸評論家;音楽評論家;時事評論家;医事評論家;政治評論家;経済評論家;美術評論家;スポーツ評論家;著述家;翻訳家;俳人;歌人;エッセイスト;ゲームライター;コピーライター | |
| A | 172 | 記者、編集者 | 新聞・雑誌などの記事の取材・執筆の仕事に従事するもの及び新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理するなどの仕事に従事するものをいう。 | 新聞記者;放送記者;通信記者;報道記者;雑誌記者;広告記者;デスク(主筆);論説委員;編集員;法規編集者;ニュース解説者;ルポライター(探訪記者、現地取材記者);スポーツライター | |
| A | 18 | 美術家、写真家、デザイナー | 彫刻・絵画・美術工芸品などの芸術作品の創作の仕事に従事するもの、肖像写真の撮影・焼付け・引伸しなどの仕事に従事するもの、映画・テレビジョン用撮影機の操作の仕事に従事するもの、新聞・雑誌などの出版物に用いるためニュース・事件・人物などの撮影の仕事に従事するもの、工業的又は商業的製品などの装飾に関する専門的な仕事に従事するものをいう。 ただし、文芸作品の創作に従事するものは中分類[17]に、学校において、美術などについて学生・生徒の教育に従事するものは中分類[15]に分類される。 | | |
| A | 181 | 彫刻家 | 木彫・石彫・金銅造・塑像・仏像などの美術品の創作の仕事に従事するものをいう。 ただし、彫刻家の指導によって、彫刻又は塑造の製作の補助的な仕事に従事するものは含まれない。 | 彫刻家;美術彫刻家;塑像家;木彫家;木彫刻家 | 金属工芸家[183];印刷師[717] |
| A | 182 | 画家、書家 | 絵画・版画・書道の創作の仕事に従事するものをいう。 | 日本画家;水彩画家;肖像画家;漫画家;書道家;油絵画家;装飾画家;風景画家;洋画家;挿絵画家;劇画家;イラストレーター;版画家;書家 | 図案家[184];書道個人教師[202];陶磁器絵付工[536];ペンキ画工[724];アニメーター[724] |
| A | 183 | 工芸美術家 | 陶磁工芸品・漆工芸品・染織工芸品・木竹工芸品・宝石・きば(牙)・角・皮革工芸品・金工芸品・美術家具などの、美術工芸品の創作、工芸技術に関する指導などの仕事に従事するものをいう。 ただし、工芸美術家の指導によって、工芸品製作の補助的な仕事に従事するものは含まれない。 | 陶芸家;漆工芸家;金属工芸家;木工芸家;竹工芸家;民芸指導家;美術鑄造家;装てい(丁)家;染織工芸家;刀剣師;銘刀作家 | 彫刻家[181];まき絵師[715] |

| 大分類 | 分類番号 | 項目名 | 説明 | 内容例示 | 他の項目に含まれるものの例示 |
|-----|------|--------------|---|--|---|
| A | 184 | デザイナー | 工業的若しくは商業的製品又はその他の物品・装飾に関し、用途・材質・製作法・形状・模様・色彩・配置・照明などについて、技芸的又は趣味的な意匠を考案し、図上に設計・表現を行う専門的な仕事に従事するものをいう。 | デザイナー；工芸図案家；工業デザイナー；産業デザイナー；商業デザイナー；商業美術家；インテリアデザイナー；インテリアコーディネーター（販売を行わないもの）；フラワーデザイナー；ディスプレイデザイナー；図案技師；友禅図案家；印刷図案家；図案家；建築装飾図案家；服飾デザイナー；宣伝用図案家；上絵図案家；機械デザイナー；陶磁器デザイナー；インターネットデザイナー；CG（コンピュータ・グラフィック）アーティスト；グラフィック・デザイナー | 舞台装置家〔194〕；図案工〔724〕；図案画工〔724〕 |
| A | 185 | 写真家 | 客の注文により肖像写真の撮影・焼付け・引伸し・仕上げ・修正などの仕事に従事するもの、映画・テレビジョン用撮影機を操作する仕事に従事するもの、及び新聞・雑誌などの出版物に用いるためのニュース・事件・人物などの撮影の仕事に従事するものをいう。ただし、映写機を操作する仕事に従事するもの又は写真・映画・ネガ・プリントを処理する仕事に従事するものは小分類〔729〕に分類される。 | 写真家；カメラマン（ウーマン）；写真館主；撮影技師；写真記者；映画撮影助手；写真技師；テレビカメラ撮影技師；商業写真家；フォトグラファ | 診療放射線技師〔101〕；写真焼付工〔725〕；写真修整工〔725〕；写真現像工〔725〕；映写技師〔729〕 |
| A | 19 | 音楽家、舞台芸術家 | 映画・演劇などの芸術作品の創作、及び演奏・上演など芸術作品の再現に従事するものをいう。ただし、文芸作品の創作に従事するものは中分類〔17〕に、学校において、演劇などについて学生・生徒の教育に従事するものは中分類〔15〕に分類される。 | | |
| A | 191 | 音楽家 | 作曲・演奏又は演奏の指揮に従事するものをいう。 | 作曲家；編曲家；歌手；オペラ歌手；合唱団員；声楽家；端唄師；楽士；ピアニスト；バイオリニスト；ギタリスト；ドラマー；こと（箏・琴）師匠；尺八師匠；義太夫師匠；長うた（唄）師匠；常磐津師匠；三味線師匠；びわ（琵琶）師匠；雅楽楽手；小唄・端唄師匠；清元師匠；能楽はやし（囃子）方；長うた（唄）はやし方；謡曲師匠；音楽指揮者；神楽囃師；器楽家；コンサートマスター（首席奏者）；浄瑠璃師 | 音楽家（主に高等学校教諭のもの）〔154〕；音楽評論家〔171〕；浪曲家〔195〕；ピアノ個人教師〔202〕 |
| A | 192 | 舞踊家 | 舞・踊・振によって、感情と意志を表現する演技者をいう。 | 日本舞踊家；西洋舞踊家；能師；狂言師；バレエダンサー；踊り師匠；社交ダンス教師；ステージダンサー；タップダンサー；アクロバットダンサー；民謡舞踊家 | 日本舞踊個人教師〔202〕；社交ダンサー〔374〕 |
| A | 193 | 俳優 | 映画・演劇・テレビジョンなどにおける演技者をいう。ただし、映画・演劇などで演技をする演芸家は小分類〔195〕に分類される。 | 役者；映画俳優；テレビタレント；歌舞伎俳優；おやま（女形）；放送劇団員（声優を含む）；テレビ俳優；スタントマン；スタントウーマン | 漫才師〔195〕；人形芝居師〔195〕；落語芝居師〔195〕 |
| A | 194 | 演出家 | 脚本・シナリオに基づいて、映画・演劇・テレビなどを組成する俳優の演技指導を行うもの、及びセット・照明・音楽・擬音などを総合的に監督するものをいう。 | 演出家；監督；助監督；照明家；舞台装置家；歌舞き（伎）監事；プログラム・ディレクター；プロデューサー；アシスタント・ディレクター | |
| A | 195 | 演芸家 | 講談・落語・漫才・浪曲・声色・茶番狂言・奇術・曲芸などの演技者をいう。 | 講談師；落語家；漫才師；落語芝居師；浪曲家；芸能関係司会者；茶番狂言師；人形芝居師；コメディアン；声色師；奇術師；あやつり人形使い；腹話術師；詩吟家；ボードビルアン；曲芸師 | 日本舞踊家〔192〕；映画俳優〔193〕 |
| A | 20 | その他の専門的職業従事者 | 職業・教育カウンセラー・個人教師・職業スポーツ従事者など中分類〔13～19〕に含まれない専門的な仕事に従事するものをいう。 | | |
| A | 201 | 職業・教育カウンセラー | 学校又は事業所において、在籍する学生・生徒や社員の抱える個人的な問題を把握して、助言・指導・援助する仕事に従事するものをいう。ただし、法律、経営に関する相談を行う仕事に従事するものは中分類〔13及び14〕に、社会福祉施設等において類似の仕事に従事するものは小分類〔121〕に分類される。 | 心身障害者職業センターカウンセラー；職場カウンセラー；職業相談員；教育相談員；スクールカウンセラー | 専任の進路指導主事（学校教員）〔153～159のいずれか〕 |

| 大分類 | 分類番号 | 項目名 | 説明 | 内容例示 | 他の項目に含まれるものの例示 |
|-----|------|------------------|--|--|---|
| A | 202 | 個人教師 | 茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・スポーツなどの個人教授、及び学校教育の補習指導の仕事に従事するものをいう。 ただし、学校教育法に基づく学校、事業体附属の教育施設、就業について一定の資格(免許)を必要とするものの養成施設、矯正施設、職業訓練施設において教育に従事するものは中分類[15]に分類される。 | 茶道個人教授;生花個人教授;生花師匠;和洋裁個人教師;囲碁指南;将棋指南;ピアノ個人教師;日本舞踊個人教師;英語個人教師;数学個人教師;書道個人教師;塾の先生(各種学校でないもの);家庭教師;柔道師範;剣道師範;弓道師範;工芸指導家;ゴルフレッスンプロ;アスレチックジム・インストラクター;きものコンサルタント(着付教室);スキー・インストラクター;空手術師範;卓球指導員;フェンシング師範;OAインストラクター(教育施設以外);パソコン・インストラクター(教育施設以外) | 音楽家(主に高等学校教諭のもの)[154];そろばん塾教師[159] |
| A | 203 | 職業スポーツ従事者 | 野球・相撲・ボクシング・レスリングなどの競技又は試合に参加し、運動競技を行うもの、及び競技に直接関連する仕事に従事するものをいう。 | 自動車競走選手;オートレース選手;競輪選手;モーターボートレース選手;騎手;プロボクサー;プロボウラー;プロゴルファー;プロ野球選手;プロ野球コーチ;プロ野球審判員;プロ野球監督;プロサッカー選手;プロサッカー監督;プロサッカー審判;レフェリー;セコンド;自動車競走審判員;力士;行司;相撲呼出し;相撲審判員;プロレスラー;キックボクサー;プロテニス選手;プロ空手選手;プロスキーヤー;プロアイススケーター;トレーナー;競輪審判員;モーターボートレース審判員;オートレース審判員 | 柔道師範[202];剣道師範[202];弓道師範[202];空手術師範[202];フェンシング師範[202];卓球指導員[202];グラウンド・キーパー[809] |
| A | 209 | 他に分類されない専門的職業従事者 | 教育委員会指導主事・司書・調律師など小分類[201~203]に含まれない専門的な職業に従事するものをいう。 | 通訳;指紋鑑識員;保険数理員;アクチュアリー(保険数理士);海事鑑定人;計量士;検数員;農薬検査員;肥料検査員;生糸検査員;教育委員会指導主事;鑑定人(書画・骨とう);行政書士;馬調教師;犬訓練士;司書;調律師;アナウンサー(ラジオ・テレビジョン);郵便職場訓練指導員;漁業監督官;電気工作物検査官;原子力施設検査官;航空工場検査官;衆議院常任委員会専門員;社会教育主事;学芸員;人形浄瑠璃の人形着付師;文楽芸員;土地家屋調査士;不動産管理士;不動産鑑定士;産業管理士;産業管理士補;生活改良普及員;生活専門技術員;探偵;企業アナリスト;証券アナリスト;気象予報士;宝石鑑定人;事故損害査定員;労働基準監督官;鉱務監督官;船員労務官;商業施設士 | 経営コンサルタント(中小企業診断士)[149];高等専門学校司書教諭[155];放送記者[172];ニュース解説者[172];放送劇団員(声優を含む)[193];街頭宣伝放送員[394];易者[399] |